

簡易公募型 プロポーザル方式

参 加 説 明 書

那覇港管理組合公告第46号(令和8年9月15日)の「那覇港クルーズ旅客受入機能高度化計画作成業務」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この参加説明書によるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名 那覇港クルーズ旅客受入機能高度化計画作成業務

(2) 履行場所 那覇港内

(3) 業務の目的

那覇港では、コロナ禍を経てクルーズ船の寄港が順調に回復しているが、二次交通の収容空間の確保や円滑な接続などクルーズ旅客の移動円滑化や利便性向上に取り組むことが求められている。また、那覇クルーズターミナルでは、手荷物搬送施設の完成によるフライ&クルーズの促進やクルーズ旅客に新たな二次交通や寄港地観光商品等を提供する海上交通施設の整備、第2クルーズバースでは令和8年1月策定の「那覇港国際旅客船拠点形成計画」を踏まえた施設等の整備に向けて取り組むこととしている。

本業務では、持続可能なクルーズ振興に向け、関係事業者との意見交換等を踏まえて現状の受入体制の改善点や今後具備すべき機能等を整理した上で、その対応策についてハード・ソフトの両面から総合的に検討し、那覇クルーズターミナルと第2クルーズバースが相互に連携・機能補完を図りつつ、クルーズ船社やクルーズ旅客の満足度向上、ウォーターフロント地域の交流・賑わい創出等に計画的に取り組むため、那覇港におけるクルーズ船の受入機能高度化計画の作成を行うものである。

(4) 業務内容

ア 計画準備

イ 検討会の設置、運営

ウ 那覇クルーズターミナル(NCT)における受入機能高度化計画の作成

エ 第2クルーズバース(第2CB)における受入機能高度化計画の作成

オ 打合せ(4回)

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

a 検討会の運営と計画への反映について

b ハード・ソフト両面による高度化計画作成の取り組みについて

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで

(6) 契約限度額 25,641,000円以下

(7) 成果品 成果品は以下のとおりとする。

報告書 3部(紙による報告書は製本A4版とし、図面等は縮小A3版折込を標準)

CD-R 1部

(8) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書(沖縄県土木建築部)

第1128条第1項に示すとおりとする。

2 参加資格

参加表明書、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- イ 那覇港管理組合の令和 8・9 年度建設業及びコンサルタント入札参加資格者名簿における業種区分土木関係建設コンサルタント、登録業種「都市計画及び地方計画」または「港湾及び空港」に登録された者。
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと(上記イの再認定を受けた者を除く。)
- エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、那覇港管理組合の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- オ 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - a 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 親会社と子会社の関係にある場合
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - b 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - c その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- キ 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- ク 当該業務の見積額が契約限度額の範囲内であること。
- ケ 参加は単体に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - a 共同企業体を代表する事業者が参加手続きを行うこと。
 - b 自主結成方式とする。
 - c 当該業務に関し、2 つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - d 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
 - e 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
 - f 共同企業体の協定書は、参加説明書と同時に配布する所定様式(共同企業体協定書)によるものであること。
 - g 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格ア～クの要件を満たす者であること。
- コ 所定の基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

(2) 参加表明者(単体応募)の実績及び管理技術者等の要件

- ア 企業に関する要件
 - a 沖縄県内に本店、支店(社)または営業所等を置く者であること。
 - b 2(2)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。
 - c 同種又は類似業務の実績
下記に示される同種業務又は類似業務について、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務 1 件以上の実績を有さなければならない。

- ① 同種業務：沖縄県内の港湾におけるクルーズ旅客動線円滑化に係る、検討業務又は計画策定業務を受注し、完了した実績を有すること。ただし、港湾施設の実施設計のみの業務実績は除く。
- ② 類似業務：港湾におけるクルーズ旅客動線円滑化に係る、検討業務又は計画策定業務を受注し、完了した実績を有すること。ただし、港湾施設の実施設計のみの業務実績は除く。
(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村等の地方公共団体の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。)

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

a 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- ① 技術士（総合技術監理部門：建設 「都市及び地方計画」または「港湾及び空港」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ② 技術士（建設部門：「都市及び地方計画」または「港湾及び空港」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている場合には、7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（建設部門：「都市及び地方計画」または「港湾及び空港」）に 4 年以上従事している者。
- ③ RCCM（「都市計画及び地方計画部門」または「港湾及び空港部門」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

b 照査技術者

a の管理技術者と同じ。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

a 管理技術者

管理技術者は、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記①若しくは②の実績を 1 件以上有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。

- ① 同種業務：沖縄県内の港湾におけるクルーズ旅客動線円滑化に係る、検討業務又は計画策定業務を受注し、完了した実績を有すること。ただし、港湾施設の実施設計のみの業務実績は除く。
- ② 類似業務：港湾におけるクルーズ旅客動線円滑化に係る、検討業務又は計画策定業務を受注し、完了した実績を有すること。ただし、港湾施設の実施設計のみの業務実績は除く。
(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村等の地方公共団体の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。)

なお、予定管理技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

出産・育児等とは、次のとおり。

- ・産前産後休業(労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業)。
- ・育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 2 条第 1 号に規定する休業)及び介護休業(同条第 2 号に規定する休業)をいう。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が 5 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000 万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が 2 億円未満、又は手持ち業務の件数が 5 件未満とする。

※手持ち業務量とは、公告日の前日(特定後未契約のものも含む)において管理技術者及び担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務をいう。

(3) 参加表明者(共同企業体応募)の実績及び管理技術者等の要件

ア 代表構成員に関する要件

- a 沖縄県内に本店、支店(社)または営業所等を置く者であること。
- b 2(3)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。
- c 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として、実施した業務 1 件以上の実績を有さなければならない。

- ① 同種業務：沖縄県内の港湾におけるクルーズ旅客動線円滑化に係る、検討業務又は計画策定業務を受注し、完了した実績を有すること。ただし、港湾施設の実施設計のみの業務実績は除く。
- ② 類似業務：港湾におけるクルーズ旅客動線円滑化に係る、検討業務又は計画策定業務を受注し、完了した実績を有すること。ただし、港湾施設の実施設計のみの業務実績は除く。

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村等の地方公共団体の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。)

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

a 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- ① 技術士(総合技術監理部門：建設「都市及び地方計画」または「港湾及び空港」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ② 技術士(建設部門：「都市及び地方計画」または「港湾及び空港」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている場合には、7 年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(建設部門：「都市及び地方計画」または「港湾及び空港」)に 4 年以上従事している者。
- ③ RCCM(「都市計画及び地方計画部門」または「港湾及び空港部門」)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

b 照査技術者

a の管理技術者と同じ。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

a 管理技術者

管理技術者は、平成 28 年度以降から公告日までに完了した業務において、下記①若しくは②の実績を 1 件以上有すること。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。

- ① 同種業務：沖縄県内の港湾におけるクルーズ旅客動線円滑化に係る、検討業務又は計画策定業務を受注し、完了した実績を有すること。ただし、港湾施設の実施設計のみの業務実績は除く。
- ② 類似業務：港湾におけるクルーズ旅客動線円滑化に係る、検討業務又は計画策定業務を受注し、完了した実績を有すること。ただし、港湾施設の実施設計のみの業務実績は除く。

(同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、市町村等の地方公共団体の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が 500 万円以上の業務とする。)

なお、予定管理技術者が、評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

出産・育児等とは、次のとおり。

- ・産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)。
- ・育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)をいう。

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満とする。

※手持ち業務量とは、公告日の前日(特定後未契約のものも含む)において管理技術者及び担当技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

- (4) 共同企業体の場合、代表構成員以外の構成員に関する要件

ア 沖縄県内に本店を置く者であること。

- (5) 技術提案書の提出を要請する者に対し、令和8年10月1日(木)(予定)に通知する。

3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点		
		判断基準	管 理 技術者	担当※ 技術者	照査 技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	(別記様式－6) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士(総合技術監理部門：建設 「都市及び地方計画」または「港湾及び空港」) ② 技術士(建設部門：「都市及び地方計画」または「港湾及び空港」) ③ RCCM(「都市計画及び地方計画部門」または「港湾及び空港部門」) ④ 上記に該当しない。	①1.5 ②1.0 ③0.5 ④特定しない	①1.0 ②1.0 ③0.5 ④0.0	①0.5 ②0.5 ③0.2 ④特定しない
	専門技術力	(別記様式－6の2)(別記様式－6の3) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 平成28年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある。 ② 平成28年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある。 (ここで、同種及び類似業務とは、2(2)アcの業務のこと。) ③ 上記に該当しない。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。なお、2件以上提出した場合は、③の評価とする。	①0.5 ②0.3 ③特定しない	①1.0 ②0.5 ③0.0	
小計		満点の点数	2.0	2.0	0.5
			4.5		

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	書面	ヒアリング
実施方針・実施フロー・工程表その他(別記様式－12)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	7.0	
		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5.0	
		業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	4.0	
	その他	地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には優位に評価する。	4.0	
小計			25.0	

ウ 特定テーマ

評価項目	評価の着目点			技術点	
	判断基準			書面	ヒアリング
特定テーマに関する技術提案 (別記様式 ー13)	全体	特定テーマの整合性	相互に関連する複数の評価テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は評価しない。	8.0	
		的確性	地域特性などの与条件と整合性が高い場合に優位に評価する。	3.0	
	特定テーマa	的確性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	3.0	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	3.0	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	2.0	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	3.0	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	3.0	
			利用しようとする資料が適切な場合に優位に評価する。	2.0	
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	2.0	
	特定テーマb	的確性	地域特性などの与条件と整合性が高い場合に優位に評価する。	3.0	
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	3.0	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	3.0	
			事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。	2.0	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	3.0	
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	3.0	
			利用しようとする資料が適切な場合に優位に評価する。	2.0	
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	2.0	
		小計			50.0
		アからウの合計 (満点)			79.5

(2) 技術提案書に関するヒアリング

技術提案書の内容について次の日時、場所等においてヒアリングを行う。

ア 期間 令和8年10月20日(火) 午前9時から午後5時まで(予定)

イ 場所 那覇港管理組合会議室

ウ その他 ヒアリングの日は、選定後に追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配

置予定管理(主任)技術者を含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大3名以内とする。

(3) 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、技術提案書の評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

4 参加表明書等に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書を提出しようとするものは、参加表明書又は技術提案書について、書面(様式自由)により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

沖縄県那覇市通堂町2-1
那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課
電話 098-868-2582 F A X 098-862-4233
メールアドレスについてはお問い合わせください。

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期間 参加表明書について：公告日から令和8年9月25日(金)まで
技術提案書について：公告日から令和8年10月13日(火)まで
イ 受付時間 土、日、祝祭日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時
ウ 場所 上記(1)による。
エ 提出方法 持参、郵送又は電送(メールやファクシミリ)により提出すること。

(3) 回答の方法

ア 期間 質問の日から参加表明書又は技術提案書提出期限の前日までの
ホームページサーバのメンテナンス等を除く毎日
イ 場所 那覇港管理組合ホームページ新着情報

5 各種手続等

(1) 参加表明書の提出等

ア 参加希望者は、2に掲げる参加資格確認及び技術提案書の提出要請を得るため、次に従い参加表明書及び、確認資料等を提出しなければならない。

イ 提出期間、提出場所及び方法

a 期間 令和8年9月15日(火)から令和8年9月29日(火)まで
b 受付時間 土、日、祝祭日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時
c 提出方法等 持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。
d 提出部数 2部
e 提出先 〒900-0035 那覇市通堂町2-1
那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課
電話番号 098-868-2582

ウ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

※書類の添付漏れがあった場合は評価の対象外とするため、提出の際に必ず確認すること。また、内容確認シートで採点を行い、提出すること。

エ 参加表明書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(2) 技術提案書及び見積書の提出

ア 提出期間、提出場所及び提出方法

- a 期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月15日（木）まで
- b 受付時間 土、日、祝祭日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後5時
- c 提出方法等 持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間必着とする。
- d 提出部数 2部
- e 提出先 〒900-0035 那覇市通堂町2-1
那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課
電話番号 098-868-2582

イ 既存資料の閲覧

- a 期間 令和8年9月15日（火）からヒアリングの日まで
- b 閲覧時間 土、日、祝祭日を除く、午前9時から午後5時
- c 閲覧場所 〒900-0035 那覇市通堂町2-1
那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課
電話番号 098-868-2582

ウ 技術提案書の作成方法

技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式-11を表紙として提出すること。

- a 実施方針・業務フロー
業務の実施方針、業務フローについて簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版1枚に記載すること。
- b 特定テーマ
- c 参加説明書 1 業務の概要(4)業務内容に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。記載にあたっては、1テーマにつきA4版1枚以内に記載すること。

エ 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

(3) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、決定日に変更がある場合には、技術提案書を提出した者に通知する。

ア 日 時：令和8年10月22日（木）（予定）

6 契約保証金

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条及び契約書の定めるところにより、契約保証金は免除とする。

7 配置予定技術者の確認

技術提案書の特定後、TECRIS等により配置予定技術者の配置違反及び手持ち業務量の制限の違反等の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術提案書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

8 支払条件

前金払 契約金額の30%以内

9 火災保険の要否

否

1 0 苦情申立て

非選定者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合(苦情申立て)技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限 非選定の通知を行った日の翌日から起算して 5 日以内(休日を除く。)とする。

イ 提出場所 〒900-0035 那覇市通堂町 2-1
那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課
電話番号 098-868-2582

ウ 提出方法 書面(様式自由)を持参することにより提出すること。
郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して 5 日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

1 1 再苦情申立て

契約担当者による理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から 7 日以内(休日を除く。)に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(1) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口 那覇港管理組合企画建設部 みなと振興課
受付時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所

〒900-0035 那覇市通堂町 2-1 那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課
電話番号 098-868-2582

1 2 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

1 3 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。
- (5) 提出期限以降の参加表明書、技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 上位計画及びこれまでの取組成果については、以下の URL を参照。

・ 那覇港長期構想 (令和 4 年 4 月)、那覇港港湾計画 (令和 5 年 3 月) : 那覇港管理組合 HP
https://nahaport.jp/sp/introduction/port_planning/
・ みなとまちづくりマスタープラン (令和 7 年 8 月) : 那覇港管理組合 HP
<https://nahaport.jp/sp/introduction/1755149166/>
・ 「那覇港国際旅客船拠点形成計画」 (令和 8 年 1 月) : 那覇港管理組合 HP
<https://nahaport.jp/news/cruise200601/>